

2019年（令和元年）9月

会 員 各 位

一般社団法人日本解剖学会
理 事 長 八木沼 洋行

2023年度（令和5年度） 日本解剖学会 総会・全国学術集会開催希望募集について

2023年度（令和5年度）日本解剖学会 総会・全国学術集会開催のご希望がありましたら、9月末日までに学会事務局まで書面（学会ホームページ「お知らせ」に掲載）にてお寄せ下さい。ご希望を参考に、地域性や過去の開催歴なども考慮の上、理事会の議を経て、2020年度（令和2年度）定時社員総会に諮り、開催校を決定させていただきます。

連絡先：〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル
一般財団法人 口腔保健協会内
一般社団法人 日本解剖学会 事務局
TEL 03-3947-8891, FAX 03-3947-8341, e-mail gakkai24@kokuhoken.or.jp

【前後3年間の開催校の実績及び予定】

2016年	第121回	福島県立医科大学
2017年	第122回	長崎大学
2018年	第123回	日本医科大学
2019年	第124回	日本歯科大学新潟生命歯学部
2020年	第125回	山口大学
2021年	第126回	名古屋大学（日本生理学会と合同開催）
2022年	第127回	大阪大学

一般社団法人日本解剖学会学術集会運営規約

（全国学術集会）

第2条 全国学術集会には、原則として会頭1名、副会頭若干名をおく。副会頭は会頭が委嘱する。各々の任期は社員総会にて当該全国学術集会の会頭が決定した日から、当該全国学術集会の実施の年度末までとする。

- 2 会頭は全国学術集会の企画、立案ならびに執行に伴う会務を総理する。
- 3 副会頭は会頭を補佐し、必要あるときは会頭の代理となることができる。
- 4 会頭及び副会頭は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第3条 全国学術集会開催校は3年先まで社員総会において決定する。

- 2 開催校は公募締切日までに学会事務局へ文書で開催希望のあることを申し出る。
- 3 理事会は全国学術集会開催校を社員総会に推薦する。

第4条 全国学術集会に要する経費は、本会からの費用、出席会員から徴収する集会費及び寄付金をもってこれに充てる。

- 2 集会費等の金額ならびに徴収方法は、会頭がこれを決める。